

令和2・3年度 後期高齢者医療保険料率が決定しました

後期高齢者医療保険料は、愛知県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに改定しています。保険料率が上昇したおもな理由は、被保険者一人あたりの医療給付費が伸びたことなどです。また、国の基準に合わせ、保険料賦課限度額の引きあげ、5割軽減および2割軽減の対象の拡大をしました。

平成30・令和元年度の保険料率等

所得割率	8.76%
被保険者均等割額	45,379円
賦課限度額	62万円

令和2・3年度の保険料率等

所得割率	9.64%
被保険者均等割額	48,765円
賦課限度額	64万円

保険料の計算方法

保険料額は、所得に応じて負担する「所得割額」と、全員に等しく負担していただく「均等割額」を合計して、個人単位で計算(百円未満切捨て)します。なお、1人あたりの保険料賦課限度額は64万円です。

$$\text{保険料額} = \text{所得割額}\{(\text{所得金額} - 33\text{万円}) \times \text{所得割率} 9.64\%\} + \text{均等割額}(48,765\text{円})$$

保険料(均等割額)の軽減

同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の所得金額の合計により均等割額が軽減されます。また、65歳以上の方の公的年金所得については、15万円を控除したうえで判定します。

所得金額の合計が33万円以下の方は、後期高齢者医療制度の創設から当面の間の暫定措置として、制度本来の仕組みに上乗せして軽減されてきましたが、世代間の公平の観点などから、令和元年度から令和3年度にかけて、本来の仕組み(7割軽減)に戻すこととされています。

また、昨年度に続いて、5割軽減、2割軽減の対象範囲が拡大しました。(変更箇所は_の部分)

所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の所得金額の合計)	均等割額の軽減割合	
	令和2年度	令和3年度
33万円以下の場合	7.75割	7割
33万円以下のうち、世帯内の被保険者全員の年金収入が80万円以下(そのほかの所得がない)の場合	7割	
33万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)以下の場合	5割	
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)以下の場合	2割	
※後期高齢者医療制度に加入する直前まで、社会保険など職場の健康保険の被扶養者だった方	5割(加入から2年を経過する月まで) ※所得割額は課せられません	

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方へ

新型コロナウイルス感染症に罹患された方、事業を廃止・失業された方、収入の大幅な減少が見込まれる方などに、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などを減免する制度があります。詳しい内容は7月1日号『広報たかはま』でお知らせします。